

令和5年度第1回千葉市子ども基本条例検討委員会子どもの権利の保障検討部会 議事録

1 日 時：令和5年8月15日（火）10時00分～12時00分

2 会 場：千葉市役所 新庁舎高層棟3階 XL会議室301

3 出席者：

(1) 委員

村山委員（部会長）、米田委員（副部会長）、大森委員、小林委員、二タ見委員、松島委員

【委員6名中6名出席】

(2) オブザーバー

宮本委員長

(3) 事務局

【子ども未来部子ども企画課】 宮葉課長、佐久間課長補佐

4 議題等：

(1) 議題

ア 第2章「子どもの権利の保障」に盛り込まれるべき内容について

イ 各論（子どもの権利）について

ウ 各論（権利侵害の禁止）について

エ 各論（権利保障のために必要なこと）について

オ 各論（救済機関）について

(2) その他

ア 今後のスケジュールについて

5 議事の概要：

(1) 各議題の内容について、部会長より説明があり、意見交換が行われた。

(2) 各論について、委員の中でそれぞれ検討をすすめる担当者の割振りがされた。

(3) 今後のスケジュールについて報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○佐久間補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回千葉市子ども基本条例検討委員会子どもの権利の保障検討部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、子ども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただきます。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がございますので、御注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表を配付してございます。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。過不足等はございませんでしょうか。

また、本日、オブザーバーとして宮本委員長に御出席をいただいておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、宮葉こども企画課長より御挨拶を申し上げます。

○宮葉課長 皆様、こんにちは。こども企画課課長の宮葉と申します。どうぞよろしくお願いたします。

千葉県こども基本条例検討委員会こどもの権利の保障検討部会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方には平素より本市のこども施策をはじめといたしまして、市政各般にわたり、御理解、御協力をいただきましてありがとうございます。本日はお忙しい中、また、天候不順の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、こどもの権利の保障検討部会の第1回目の会議でございますので、改めてこの部会の趣旨につきまして御説明させていただきます。

部会につきましては、4月に開催した会議でお示した条例の骨子案の内容に関しまして、委員の皆様で議論を深め、専門的・集中的に御審議をいただくためのものがございます。最終的に部会での意見を整理し、取りまとめていただくこととなりますけれども、それがそのまま条例検討委員会としての決定事項になるということではございません。各部会が検討した内容につきましては、来年1月に開催予定の条例検討委員会で御報告をいただきまして、委員全体で御審議をいただく形となります。

本日も委員の皆様それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○佐久間補佐 それでは、ここからは部会長に議事進行をお願いしたいと思います。村山部会長、どうぞよろしくお願いたします。

○村山部会長 皆様、おはようございます。よろしくお願いたします。

初めに、部会の設置に当たりまして、事務局の皆様、大変な御尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。これでようやく詳細に皆さんと検討できるかなと思っておりますので、どうぞ皆様、活発な御意見、御議論いただければと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、当部会の設置目的でもある千葉県こども基本条例に係るこどもの権利の保障の検討について、事務局より御説明をお願いいたします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。それでは、お配りしてございますこどもの権利の保障に関する条例を比較した表について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、こどもの権利に関する条例を制定している5つの政令市の条例を比較したものでございます。その中でこどもの権利の保障に関する部分を抜粋した表になってございます。それぞれ5市、川崎から名古屋、札幌、相模原、新潟という形で、条例の施行年度順に記載してございます。

まず、こどもの権利のところですが、参考といたしまして、子どもの権利条約に掲げられております4つの権利をお示ししてございます。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利という形でございますが、これを踏まえて各政令市がどんな規定内容にしているかというのがそこに記載してございます。基本的にはこの4つの権利をベースに考えられていると思いますが、各市におきまして、それぞれの表現を用いて記載されているというところが分かると思います。

また、一番右の新潟市ですが、その中に米印で書いてありますように、こどもの権利を記載して、そのほかに、基本理念の中で、固有の基本的権利として、「一人の人間としての尊厳」「今を豊かに生きる権利」「成長発達する権利」ということも規定しております。

下段のほうに行きまして、権利侵害の救済の項目でございます。基本的には全ての市で規定されているところでございます。名古屋市におきましては、別途、子どもの権利擁護委員条例というものを制定しているということでございます。また、新潟市につきましては、権利侵害の救済のために、市が必要な措置を講じるということを規定しているものでございます。

続いて、その下の救済委員等という形ですが、名称は、各市様々でございます。川崎市においては、人権オンブズパーソンということで、こどもの権利に特化したものではないんですが、こういったことがもともと設けられております。名古屋市におきましては、こどもの権利擁護委員、札幌市は、子どもの権利救済委員、相模原市は、子どもの権利救済委員という形で、この委員の職務補佐のために、子どもの権利相談委員というものも設置されているということでございます。

続いて、目的でございます。川崎市については、先ほど申したようにこどもに特化したものではないので、市民が人権の侵害に関する相談や救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるように必要な体制を整備したというものでございます。名古屋市につきましては、こどもの権利を守る文化や社会をつくり、こどもの最善の利益を確保するものでございます。札幌市につきましては、権利の侵害を受けたこどもに対する迅速で適切な救済。相模原市は、こどもの権利の侵害からこどもを救済するというものでございます。

その下の定員でございますけれども、それぞれ2人から5人程度の定員が条例上定められているというような状況でございます。

その下の附属機関という形で、今度は権利委員会というようなものです。名称として、川崎市につきましては、子どもの権利委員会。名古屋市においては、なごや子ども・子育て支援協議会。札幌市は、子どもの権利委員会。新潟市は、子どもの権利推進委員会というものでございます。

目的につきましては、川崎市については、子どもに関する施策の充実、権利の保障の推進。名古屋市におきましては、子どもに関する施策の重要事項の調査・審議。札幌市においては、子どもに関する施策の充実や権利の保障状況の検証。新潟市においては、子どもに関する施策の充実や権利の保障の推進というものが目的として定められております。

その下、定員につきましては、10人から35人という形で、各市によって定員が設けられているような状況でございます。

これらのこどもの権利に関する条例を制定している各政令市のこどもの権利の保障に関する部分を抜粋した表になっています。こちらの各市の状況というのはあくまで参考という形で、本市における（仮称）こども基本条例の骨子案を以前お示しさせていただきましたが、この内容につきまして、こういうものも参考に御審議いただきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**村山部会長** 御説明ありがとうございます。それでは、ただいまの説明を参考としてこれから皆さんで議論していきたいと思っております。

ここでどなたか御意見ございますか、とお聞きしても多分出ないかもしれないと思っておりますので、あらかじめ私のほうで、検討事項について簡単におまとめした資料を事前に配付させていただいております。こちらに沿って、まずは私のほうから少しお話をさせていただいてもよろしいでしょうか。

では、「20230815こどもの権利の保障分科会（第1回）議題」というタイトルの資料を御覧ください。私たちの部会はこどもの権利の保障という章について検討をしていくことになります。その章の中で、事務局案でお示しいただいた事項をまず確認いたします。

第1に、こどもの権利について列挙するコーナー、それから、権利の侵害の禁止を明示するコーナー、それから、権利保障のために必要なことを明示するコーナー、それが家庭・施設・地域とそれぞればらばらに書かれていますね。最後に、権利侵害の救済機関について検討していくというコーナー、大きく分けるとこの4つになるかなと思っております。これに縛られる必要はないんですけども、他の自治体のものも拝見しましたが、おおむねこのような内容が載っているのかなと思っております。

なので、今日はまずこの2章の4項目について今後議論を深めればいいのか、それとも別のものもさらに追加すべきではないのかというところを確認したいと思います。全体像を確認できた後に、各論をそれぞれどうしていくかということをお話しできればいいのかなと思っております。いかがでしょうか。

せっかくこの人数ですので、お1人1回ずつぐらい御発言いただければということで、まずは松島委員のほうからいかがでしょうか。各論というか全体像に関してです。

○**松島委員** 松島です。基本的にはここに書かれている（1）（2）（3）（4）について示すという形で自分としてはいいんじゃないかなというふうに思います。

特に、権利侵害の禁止を明示するということは、権利を守るということと表裏の部分があると思いますが、それぞれ明示することは、対こどもということを常に意識した上ではすごく大事なんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○**村山部会長** ありがとうございます。米田委員、お願いします。

○**米田委員** 私も村山委員からお話があったとおり、この形で進めていくのがいいかなと思っております。各論はまた後でということですけども、こどもの権利をもうちょっと分かりやすく示すのがいいかなと思っているのと、あと、救済機関については必要なので議論を交わしていきたい

など思っております。

○村山部会長 ありがとうございます。大森委員、お願いします。

○大森委員 この4つの柱を明確にして、あとは各論でどこまで具体的に表せるかなと思うので、一応、柱はこの4つでいいと思います。

○村山部会長 ありがとうございます。小林委員、お願いします。

○小林委員 私からも特にはないですけども、ここにたくさんいろいろ調べていただいたので、さらに千葉市らしさみたいところをどんなふうに盛り込みできるかなということを考えていきたいなと思っております。

以上です。

○村山部会長 ありがとうございます。二タ見委員、お願いします。

○二タ見委員 権利の保障について、この4つの項目については特に異論なく、これでいいと思います。各論はどういうふうにといいことなんでしょうけれども、こどもに分かりやすい表現でというのは、どこまでやるのか、かなり時間を要するものなので、今ここで述べることじゃないかもしれませんが、もしこどもに分かりやすいものだったら、分かりやすいパンフレットをしっかりとつくってあげて、また学校でそれを利用して、授業で活用するとかというような考え方もあるんじゃないかなと思いますので、これからまた皆さんの意見を聞いていきたいなと思います。

○村山部会長 ありがとうございます。オブザーバーの宮本委員長からもご意見いただけますでしょうか。

○宮本委員長 今日は皆様の議論を伺いながら自分も整理をしたいと思っております。1点だけ、ここで例に挙げている政令指定都市の条例ってほとんど平成時代につくられたもので、当時としてはそれぞれが優れたところがあるんですけど、やはり、令和になり、今年になって基本法ができて、そうすると、時代的にもっと違うスタンスが必要ではないかということをお考えのところがございます。そのあたり、いつできたかということをお頭に置いていただくといいかなと思います。それを一番私は課題ではないかと思っております。

○村山部会長 ありがとうございます。大変貴重な視点を提供いただいたと思います。基本法ができてからできる条例であること、それからやはり千葉市ならではのところを意識しながら、この4つの項目について各論を検討できればなと思いますので、皆様そのあたりはよろしいですかね。ありがとうございました。

それでは、早速各論に入っていきたいと思っております。今日の議論ですけども、決め切るところまではいかないと思っておりますが、御意見を出していただいて、皆様のお考え、それから問題意識というのを今日出して、次回までにいろいろ作業できればなと思っております。なので、御意見や問題意識などは、今日、できれば極力出し切っていただきたいというところでございます。

では、第2に入参ります。こどもの権利のところなんです。先ほど事務局より御紹介いただきましたけれども、基本的には子どもの権利条約の4種類の権利にのっとり各自治体でそれぞれ定めているというところなんです。私たちは、千葉市の条例としてこの権利についてどこまで明記していくのが望ましいのかということをおしっかり検討していければと思っております。また、先ほど御意見をいただいておりますけれども、表現もどのような形にしていくのがいいのかということも併せて御検討をいただきたいと思っております。

ということで、こちらについてもお1人ずつ、もしくは我先にという方がいらっしゃれば。いらっしゃらないですね。では、松島委員からお願いします。

○松島委員 松島です。こどもの権利をどのように明記するかというところで、お示しいただいた3つ目、「こどもにわかりやすい表現で、学校等の授業で取り扱うことを見据え」というところで、自分は今教育学部に所属していてまだ学生なのですが、授業で扱うというところを見据えたときに、今の教育の観点というところを考えると、調べれば分かることというのは極力授業で扱いたくないなというふうに思っています。となったときに、千葉市の条例を見ればそこから何か考えられるよねというような形にしたいなというふうに思います。ということ考えると、小学生が1人で読んでもある程度は理解できるようなもの、中学生とかそういうレベルで、こどもが1人で読んで理解してそこから何かを考えられる、この条例っていいのかなというところの視点ももちろんですし、そこから何か考えられるようにするには、そういうところのこどもたちが1人で読んで理解できる形にする必要があるのかなというふうには思います。具体的にそれがどのような表現なのかというところはちょっとこれからかなとは思いますが、そんなふうに思っております。

以上です。

○村山部会長 ありがとうございます。この条例ができてその後のことまで考えての御意見だったと思います。やはり、できた以上、こどもにしっかり届くように教育という現場で扱ってほしいと。そのことを想定して表現を考えたいと、そういう御意見ですね。ありがとうございます。

内容については、どうでしょうかね。

○松島委員 内容というのは、こどもの権利というところの4つ……。

○村山部会長 権利について、こういう権利を保障しなければいけないとか、こういうふうな権利がありますとかというふうにいるいろいろ各自治体で定めていて、こちらはどうかということを考えていくんですけども。

○松島委員 基本的には、今、骨子案で出されているところが最低ラインというか大事なのかなというところで、千葉市らしさというところをどこに持ってくるかというところがあるとは思いますが、ただ、先ほど川崎市のものが平成12年、自分の生まれる前にできたものになっているんですけど、ただそれでも頭の文章で、こどもの権利というのはこういうものだよと書いていることに何ら変わりはないのかなというふうには思うんです。なので、過去のものとも重なる部分、あえて何かを削るだとか何かを足す必要は、変な意味で、無理して千葉市らしさというのは求めずに、大切なところは守っていったほうがいいんじゃないのかなというところで、前のものもある程度参考にしつつ、あとは、ネットとかというところは広まっているところだったり、いじめというのが伝えやすくなっている、見えやすくなってきたものが増えている半面、もちろん見えないものも多くなっていると思うんですけど、それをネットとかSNSとかというところのいじめのラインというものもある程度示していけると、権利侵害の禁止というところは見えやすくなっていくのかなというところで、時代に沿ったものは足せるといいのかなというふうに思っています。

○村山部会長 ありがとうございます。昔からというか、本当に普遍的なところは大切にしながら、時代に合った規定も検討できたらいいのかなという御意見ですね。ありがとうございます。

米田委員、お願いします。

○米田委員 こどもの権利といったときに、4つ、この安心して生きる権利、自分らしく豊かに育つ権利、自分を守り、守られる権利、社会に参画する権利というふうになると思うんですけども、例えばユニセフのホームページとかを見ると、この基になった考え方はというところの、例えば、安心して生きる権利のところには何条と何条というふうに書いてあったりするところがあって、それがあるとなるとお分かりやすいと思うんですね。

私がこの子どもの権利条約に一番最初に触れたのは、自分のこどもの問題が起きたときに教育委員会に行ったときに、こういうことを今取り組んでいますと説明されて、その中に、生きる権利と、漠然としたものではなくて、差別されずにどんな子も生きていけるんだよということが書いてあるリーフレットを見せられて安心したというところがあるので、4つの権利は守りつつ、そのベースになった考えをちゃんとこの条例の中に示していくというようなことが必要なのかなと思います。

表現が容易なこと、簡単だということだけではなく、やっぱり説明をちゃんとすればその権利がどういうものかとか、どうやったらこどもが大事にされていくのかということが分かると思うので、このユニセフの子どもの権利条約、これを少しずつ取り入れて、もっと分かりやすくこの四つの権利を補足していくということが必要なかと考えています。

○村山部会長 ありがとうございます。そうするとやっぱり権利条約の内容をしっかりと確認して、網羅できているかとか、それを参考にしながらしっかり取り入れる、盛り込んでいくというのも大事ということですね。分かりました。ありがとうございました。

あとは先ほど松島委員が、こどもが見て自分で考えられるようにというお話もありましたけれども、やっぱりこどもが見て、こういう権利が自分たちにあるんだ、私たちはこれで大切にされる存在なんだと分かるように表現したいという御意見ということでよろしいですか。

○米田委員 どうなんでしょう、そこはやっぱり、二タ見委員がさっき言った、分かりやすいリーフレットとか、そういうことでもいいのかなと思いますし、表現については自分はしっかり考えがないんですけども、簡単な言葉で書けばこどもでも分かるかなと思うし、大人でも分かるしと思って……。

○村山部会長 いいと思います。やっぱり、ちょっと先の話になってしまうかもしれませんが、どうやって伝えていくかと考えるときに、確かにパンフレットとかつくることも大切だとは思いますが、パンフレットをつくる過程で大人の意見とか、言い方はすごく悪いんですけども、恣意的な何かがあって内容が違ってしまうということもあるかもしれない。やっぱり原典、原文に当たって、こども自身がみて確認することができるというのはとても大事かもしれないと思いました。ありがとうございます。

では、続きまして、大森委員、お願いします。

○大森委員 子どもの権利条約を見て、どういう権利が規定されているのかなと確認してみたんですが、子どもの権利条約だと、大きく4つ権利が明記されていて、とても分かりやすいんですが、僕たち保育園に勤める者としては、この子どもの権利条約以外にも、国内の児童憲章とか、それから児童福祉法、それから今年できたこども基本法、そういった法令があるので、この子どもの権利条約だけではなくて、これらの日本の法律にどんなふうにかこどもの権利が規定されているの

かというのも含めて、重複する権利も多分あると思うので、そういうのを整理することが必要だと思います。ですから、この2点目の「条約に則り網羅」というところに僕の考え方は近いかなと思います。条約とか法律とか、そういうものに基づいてこどもの権利を規定していくというんですかね、そうしたらいいんじゃないかなと思います。

○村山部会長 ありがとうございます。そうですね、権利条約を見ながら、基本法や児童憲章、先行する法規範もありますので、それもしっかり確認してということですね。ありがとうございます。

小林委員、お願いします。

○小林委員 こどもの権利というのが、多分こどもが読んだときに分かるようにというお話がありましたけれども、読んで内容を理解することができたとしても、これは恵まれたこどもにはこういう権利がある、社会的擁護のこどもたちもそうですけれども、自分たちにはそういう権利は全くない、尊重されてきたことがないと感じているこどもたちにとっては、全くその自分とかけ離れた世界の話のように聞こえてしまうことはあるかなというふうに思うので、まず、本当にどの子にも等しく権利があるんだということが身近に自分事として分かるような何か表現ができるといいかなというふうに思うのと、あとは、権利侵害の禁止のところにかかってくるかなと思うんですけれども、大人の側がこどもの権利を侵害しないということ、こども同士ももちろんあるんですけれども、というのと同時に、こどもが権利侵害をされたときにノーと言っていいんだ、それは権利侵害なんだというふうに言えるという、何かそういうことが盛り込まれているといいなというふうに思いました。

○村山部会長 ありがとうございます。とても大事ですね。確かに、こういうものをつくっても、私には関係ないんじゃないかと思ってしまう子もいるかもしれないですよ。そう思わないためにも、誰にでもあるんだと改めて明記するのは大事かもしれません。ありがとうございます。

あとはノーと言えるというのは、これはとても大事なことだと思います。改めて、ノーと言っていい権利がある。そういうところも含めて検討できるといいかもしれません。ありがとうございます。

二タ見委員、お願いします。

○二タ見委員 権利の保障ということで4つが出されておりますけれども、事務局のほうから出されているものでいいかなと思うんです。安心して生きる権利ということだけでは伝わらないので、やはり、命を守られるとか、愛情を注がれるとか、あとは差別されないとか、具体的なものが幾つか列挙されていくと、より伝わっていくのかなと。

特に、2番目の自分らしく豊かに育つところで、私たち人権教室でやってきたときに、互いを尊重できるようなものというのがなかなか小さなこどもたちには難しいことなんですね。相手を認めていくということができずに、つついじわるをしてしまうということで、何より人格の尊重ということを小さいうちから身につけてもらうといいのかな。まずは分かるようなものが明記されるといいのかなというふうに感じております。

○村山部会長 ありがとうございます。具体的に文言を掲げたほうが分かりやすいというのはありますよね。条例なので、どこまで具体的にというのは課題ではあるとは思っているんですけれども、あまりにも抽象的だと、こどもたちに伝えていく側の技量もかなり問われてくるところが

あったりして、しっかり入っていないというのはあり得ると思います。ですから、ある程度具体性というのは必要かなと私も思っています。ありがとうございます。

皆様、御意見ありがとうございます。いい意見がすごくたくさん出ていてまとめるのが大変なんですけれども、取りあえずざっとまとめますと、やはり一からというわけではなく、権利条約ですとか基本法とかその他既に存在する法規範、それから他の自治体のものを参照しながら進めていくと。それから、やっぱり制定後子どもたちに伝えることも想定しながら文言を考えていくということ、具体性も持たせていくということ、それから、権利というのは誰にでもあるものなんだ、保障されているものなんだということ、ノーと言えるということ、それらも含めて権利として明記していくのが望ましいんじゃないか、そのような御意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

ほかにも追加で何か御意見ある方はいらっしゃいますか、1周回りましたけれども。いかがでしょう。よろしいですか。私も特に皆様の御意見にほとんど賛成なので、自分の意見というのはもう既に出ているかなというところでございます。

あとは、これはほかの各論とも関係するんですが、どう進めていくかなんですね。ここで議論をして、実際、次回までに作業をしてたたき台ができるようになって、それを皆様でまたディスカッションをしてという流れがございます。そうすると担当者を決めるという話になるのかなと思うんですけれども、いかがでしょう。どなたがなられても、私、一応部会長ですので、都度御相談には乗りながら御一緒に考えていければと思っておりますが。この後、権利侵害ですとか保障、それから救済機関のところがございますが、そのほかの各論の内容も踏まえまして、この権利のところについて特にやりたいという方はいらっしゃいますでしょうか。どこかしら入っていただくことになると思うんですけれども。

課長、ちなみに、次回の日程は、大体で結構なんですが、いつ頃を見込まれますか。第2回の部会ですね。

○宮葉課長 日程調整によるんですけれども、10月ぐらいになりますか。

○村山部会長 ありがとうございます。そうすると9月は作業に当てられるかというところなのでいかがでしょう。どこかしら必ず入っていただくということを前提に、ここをという方はいらっしゃいませんか。私は必ずサポートに入ります。

○大森委員 3番なら……。

○村山部会長 分かりました。そうするとここではないということですね。ほかのところはまた都度お聞きしていこうかと思っておりますけれども、どうでしょうか。通しで議論した上で決めたほうがいいですか。そのほうがよろしいですか。分かりました。じゃ、ここでは決めません。失礼しました。

こどもの権利、権利のところに関してはいかがでしょう。次、進んでもよろしいですか。今大体開始30分ですので、これくらいでもいいかなと思うんですが、よろしいですか。取りあえずこれでこの部分は終えまして次に進もうと思います。何かございましたらまた戻っても全然問題ありませんのでおっしゃってください。

○大森委員 もし可能なら、子どもの権利条約とか、今言ったいろんな法令で、表現されているこどもの権利を一覧できる資料をつくっていただけるといいかなと思います。

○村山部会長 資料というと、今回、自治体の条例をこのように御用意いただいておりますが、それと同じように……。

○大森委員 子どもの権利条約と児童憲章等にどう書かれているかというのが分かるような資料ですね。

○村山部会長 多分、児童憲章と基本法はいいのかもしれないですけども、福祉法をこういったプリントアウトするとかなり……。

○大森委員 それを全部じゃなくて、権利はどう表現されているのかみたいな。皆さんが共通理解できるような……。

○村山部会長 それって、どこをピックアップするかとか、結構難しいかもしれないんですけども。

○大森委員 その権利について。

○宮葉課長 権利はどういうふうに規定されているかということ、憲章とか法律とかでピックアップするというような感じで、次回に……。

○大森委員 次回では遅いのかな。

○村山部会長 そうですね……。

○宮葉課長 もし、権利の関係の御担当者を決めるのであれば、その資料とかを取りまとめてメールで送ることは可能かと。

○村山部会長 あと、どこを引っ張ってくるかというのは結構難しいかもしれないので、担当者を決めて、その方メインで、ちょっと事務局ともやり取りをしていただきながら、皆様に共有する資料をつくるというのもできると思いますね。全て上げると、どこまで何をというのが多分今回は難しいのかもしれないと思います。皆さん共通で持っているのは大事だと思うので、資料としては欲しいかなと思いました。ありがとうございます。

では、これは宮本委員長、ここまでの議論についてご意見いただけますでしょうか。

○宮本委員長 大森委員から御指摘のあった幾つかの法律ですよ、それを参照するというのは非常にいいと思います。子どもの権利条約はもう20年以上経っているんですよ。しかも国際法なので、必ずしも日本の具体的な現実に対応をしているわけではなくて、それがあって今回、基本法を日本で国内法としてつくったということなので、まずは今回のこども基本法、これはいろいろな形で検討をした上でつくったものなので、これが一番参考になると思うんですけど、でも、児童福祉法も重要ですよ。最近特にこどもの権利問題で何度も改定を続けているので、児童福祉法も見る必要があると思いますが、そんなところですかね。

あとは、こども基本法の後半のところ、こども基本法がこれまでこども・若者政策の何とひもづいているのかというのが書いてあるんですよ。少子化対策基本法と、子ども・若者育成支援推進法と、それから、子どもの貧困対策法の3本なんです。この3本がこども家庭庁に今までのものを整理して申し送りしていて、それを基にして秋にこども大綱ができるわけですよ。そのこども大綱でこどもの権利というものが今まで以上にきちんと表現されるはずなんですけれども、子供・若者育成支援推進大綱も、こども・若者の権利というふうにして何か所か書かれているし、子どもの貧困対策法も、改定されたときにこどもの権利をきちんと掲げるべきだということで、最初のところに書かれているのと、こどもの基本法というと、どうもこどもばかり対象にし

てきたという反省があって、もっと若者まで拡大すべきだということで今動いているということ
を耳に挟んでいますけど、ちょっとそのあたりをざっと並べて見れば、そんなに文章は長いわけ
ではないので、ピックアップするとかなり分かるのではないかと思います。児童福祉法だけ結構
長いですが、ちょっと私もあれを全部読んでいないんですけど、これが一番長いかもしれません。
あとはそんなに長くないです。

○村山部会長 ありがとうございます。確かに今ちょっと出たんですけども、今回千葉市の条例
で「こども」と表現しているのは、これは別の部会で検討をしていると思うんですけども、恐
らく定義としては広がってくるところかと思しますので、そこも念頭に置いた上で権利のとこ
ろも検討をしていく必要はあるかもしれないですね。ありがとうございました。

さて、では、よろしいですか。続いて、第3の各論、権利侵害の禁止、それからまた第4の権
利保障のために必要なことというところは、併せて検討をしたいなと思っています。というの
は、ここを分けるべきなのか、一緒にしていくのかということも含め御意見をいただきたいと思
っております。権利保障のために侵害は絶対してはならないということで、両者の議論は近い内容
になる可能性もあるかなと、書き分けが大変じゃないかなというのを気にして一緒でもいいんじ
ゃないかなと思ったんですけども、これはあくまでもたたき台としての意見でございますので、
自由に御意見をいただければと思います。

それでは順序を逆にしまして、まず二タ見委員からいただいてよろしいですか。お願いします。

○二タ見委員 権利の侵害の禁止ということでここで書かれているものを見ると、「禁止につい
ては、虐待・体罰・いじめ、だけか？」というようなことが書かれているんですけども、虐待に
含まれるのかもしれないけれども、今問題になっている、性的な搾取が虐待になってしまう、保
護をしてあげなければならないのかなど、こどもたちが非倫理的な利用を受けているというよ
うな実態がございますので、その辺も掲げていたほうがこれからはいいのかなというふうに思っ
ています。深くはまだまとめていないのですけれども。

○村山部会長 ありがとうございます。小林委員、お願いします。

○小林委員 虐待というのは、保護者による虐待が児童虐待というふうになっていて、でも、それ
以外の場面でもいろいろ虐待という権利侵害があるわけなので、そこら辺が何かこう、すみ分け
というか、表現が難しいなというふうにちょっと思ったりして。

児童相談所に勤務していると、保護者の虐待じゃない事案みたいなものも児相に通告が来たり
とかして、ちょっとそこら辺は虐待という言葉の持つニュアンスが難しいなというのはひとつ思
いました。

あとは、ちょっとさっき言おうか迷ったんですけど、少人数なので、ちょっと脱線するかもし
れないんですけども、いのちの教室みたいなものってありますよね。性教育というか、いのちの
教育があって、その講師をしてくださる方と、ちょっと親しい方だったので、「お母さんが命が
けで産んでくれたあなたなのよ、だから、あなたはかけがえのない命なのよ」というストーリー
にするのはやめてほしいという話をして、そうしたらいろいろ考えてくれて、とにかく、こんな
小さい存在だったものが、おなかの中で大きくなって、生まれてくるときに、こどもが頑張って
生まれてくるわけですね。それは障害のある子もない子も、みんなこどもが頑張ったから生まれ
てこれるんだというような、そういう話にしてくれて、うちのこどもたちがとても単純なものあ

るんですけど、「母ちゃん、俺たちすごいね」というふうになって、すごい自己肯定感が上がったみたいなことがあって、この一番最初のところにいろんな政令市の書きぶりがあるって、こどもは大事にしなければいけないんだとか、かけがえのない存在なんだとか、いろんな書き方はあると思うんですけども、とにかく、どの子も頑張ってる生まれてきたすばらしい存在なんだということが何か書かれていると、障害がある子も、虐待を受けている子も、貧困家庭の子も、みんな、自分で生まれてきたことはすばらしいことなんだなと思えるかなというふうになっちゃった。ちょっと脱線しました。

○村山部会長 ありがとうございます。でも、先ほどの各論のところにも関連するかなとは思いつつも、こどもたちにしっかり伝えていく、そして伝え方というのがとても大事で、権利保障の第一歩というか、とても大事な部分になるのかなと思うので、その規定はこの中であってもいいんじゃないかなと思いますけれどもね。やっぱり今足りないのって、こどもたちがそのことを知る機会だと思うんです。権利と言っても何？何なの？さっぱりというので、私もこどもの時そうでしたけれども、全く知らなかったですし、考えたこともなかった。ですから、そういう機会をしっかりと設けていく必要があるんだということ、そしてその伝え方というのは、この3、4のどこかで入れておきたいですね。ありがとうございます。

大森委員、お願いします。

○大森委員 第3の「禁止については、虐待・体罰・いじめ、だけか？」というところで、子どもの権利条約を見ると、最初に「差別の禁止」というのがあるので、差別も入るだろうなというふうに思うのと、それから、この第3と第4を分けるか一緒にするかということなんですけど、一番最初にその権利自体を明記して、それを侵害しちゃいけないんだよというのが2番目に来て、3番目に、じゃ、それを保障するにはどういうことなのかという、やっぱり段階があったほうが僕は分かりやすいんじゃないかなと。ここは一緒にしちゃうとかえって分かりにくくなっちゃうかもしれないんじゃないかなと思うので、段階があって、最後に、救済制度があるんだよというところへ行けば、進め方としてはいいんじゃないかと思います。

○村山部会長 ありがとうございます。そうすると、3、4はやっぱり、章というか、節になるのか分かりませんが、分ける形でまずやってみるほうがいいんじゃないかと。

○大森委員 僕はね。

○村山部会長 分かりました。ありがとうございます。米田委員、お願いします。

○米田委員 私も「虐待・体罰・いじめ、だけか？」というのは、「差別」を入れてほしいなと思っていて、性的搾取もそうなんですけど、やっぱり、さっき小林委員が言っていたように、こどもってそのまま貴重な存在、頑張っていて、頑張らせるようなことではなくて、あるがままでいいんだよということを言ってあげるような、大人が頑張り過ぎてもいけないし、本人の能力がどこに向いているかということも周りの大人が見ていこうという形にしたいと思うんです。だから、侵害の禁止と、保障のために必要なことで分けて書くと良いと思いました。

あと、市としてやることということもちゃんと役割として入っている自治体もあったので、そういう視点も必要かなと思いました。

○村山部会長 ありがとうございます。最後の点なんですけれども、条例ですので、行政の基本原則とかという側面も当然あると思っています。ですから、行政、もちろんほかのこどもに関連す

る施設その他もろもろで取り組んでほしいことというのはここで規程に盛り込んでいただきたいと思います。そういう観点からもぜひ御意見をいただきたいと思います。

松島委員、いかがでしょうか。

○松島委員 まず、権利の侵害の禁止というのを明記するかというところでは、先ほども言ったんですが、保障とはやっぱり分けたほうがいいのかというふうには基本的には思っています。

禁止事項についてというところで自分がつけ足したいなと思った点は2点あって、大きく言うと1点なんですけど、選択の自由というのを提言するというところは、権利侵害で一番多くあるのかなというふうに個人的には思っていて、それが2つ目というところにつながる、親からの侵害というのが隠れているようであるのかなと。ただそれにこどもは逆らえない。親がいるというだけでもありがたいということではあると思うんですけど、親がいるからこそ自分の選択というのがある程度狭まってしまう部分というのがあるのかなというふうに思います。

子どもの権利条約のところを見ると、親の指導、尊重というのがあるんですけど、親の指導に刃向かいなさいということではなくて、親の指導に必ずしも従わなくても助けてくれるところというのがあるんだよというところは、やっぱり、親の家庭の金銭的なことにとらわれずとも支援してくれる団体があるんだよというところと、救済機関とつながってきてしまうかもしれないんですけど、禁止事項にそこは入るのかなというふうに思いました。

以上です。

○村山部会長 ありがとうございます。親の決めた道に進みなさいみたいな、そういう形の侵害もあるんじゃないかと。

○松島委員 そうですね。自分が幸いに全く全然ない、思うのは自由にやりなさいという形だったんですけど、友達の話聞いていたときに、自分が自由だからこそそこで感じるギャップがすごく大きくあって、自分が幸せなんだなと実感する半面、そういうふうな思いをする人も多くいるんだなということは考えたところです。

○村山部会長 なるほど。ありがとうございます。私も児童相談所で仕事をしていて、教育虐待という類型が多い気がしています。

○小林委員 そうなんですよね。

○村山部会長 虐待の原因として、こういう、ルールというか、自分の作品かのように。

○大森委員 親のね。

○村山部会長 そう。そのようにこどもを扱っている人がいるのは確かなんですね。

○小林委員 保護者の自己実現の道具にしてしまっている。でも、道具にするという意味では、やっぱり別個の人格として尊重していないということが根底としてありますよね。親の従属物みたいな話になっていて。なので、こどもの評価が自分の評価になってしまうからちゃんとやらせなくちゃいけないとか、この道を進ませなくちゃいけないというふうになっていくということがありますね。

○村山部会長 個人の尊厳、個人の尊重にもつながる、とても大事な御指摘だったのかなと思います。だから、米田委員からも言っていただきましたけれども、とにかく、ありのままでもあなたはいい、特に、頑張らなくてあなたあなたで大切な存在なんですということですよ。そういうところをうまく伝えていける項、節にできるといいんですよ。そのために家庭や施設、

地域、行政のほうでこういうふうにやっていきますという宣言のようなコーナーにもなると思うんですね。そこを私たちは考えていかなければいけないと思います。

1周回りましたけれども、何か御意見ございますか。どうぞ、米田委員、お願いします。

○米田委員 ちょっと脱線ぎみなんですけど、私がこの公募委員になったということをお友達に話したときに、いいねとお友達は言ったんですけど、私も助けてほしいと親が言っていたんです。こどもの権利をそういうふう to 考えるとき、私も本当に毎日疲れていて、ぶっちゃうとか、どなっちゃうと言っていて、やっぱりそこにどういうふうに社会が関わっていけるかというの also 考えていかないと、きれいごとで終わっちゃうのかなと。さっき市の関わりをと言ったんですけども、親たちも含めてそういうことを、こどもにいいことができるように何かしてほしいなというのを思います。ここに入ったらいいなと思います。

○村山部会長 ありがとうございます。そうすると家庭もしくはこどもを監護している人たちへの支援というところ。

○米田委員 助けてほしいんだなということが……。

○村山部会長 分かりました。ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。ここも結構いろいろ御意見が出るかなと思っているんですけども。どうぞ。お願いします。

○小林委員 ちょっと今の米田委員の意見を聞いて思ったんですけども、やっぱり、子育てってまず家庭だよねという風潮がやっぱりまだまだあるなという、それがしんどいよなというふう to 思うので、やっぱり、まず家庭だよね、まず保護者だよねじゃなくて、みんなで育てていくというふうになるような、こどもがいないおうちの人も子育てには参加するんだというぐらいの気持ちになれるような、多分、こどもの権利条例という to、あ、うち、こどもいないから関係ないわという人は結構いるんじゃないかなというふう to 思うので、そういう方にも、ああ違う、これは私にも関係あることなんだというふう to 思えるような、開かれた子育てができるようなものになるといいなと思いました。

○村山部会長 ありがとうございます。事務局案で、地域における見守り支援とか、そういう案も出しているんですけども、家庭に限らず、周りのみんなでというところを大事にしていくということですね。ありがとうございます。

私も言う to、まだ30代なんですけれども、昔のほうに地域の人からいろんなことを言われていたなという印象はありますよね。最近はどうなんですかね。やっぱり声をかけると変なおじさんみたいに言われそうに心配になっちゃうんですけど、どうなんですかね。どっちがいいのか難しいですけども、やっぱり、みんなで育ててもらったなと私は実感がある昭和生まれの人間なんですよね。感覚としてどんなものですか。これはどっちがいいかとか正解があるわけではないけれども。

○松島委員 自分は平成13年生まれになるんですけど、基本的にはうちの親は共働きだったので、地域という to、保育園に育てられて、子どもルームに育てられ、小学校を卒業してからは塾に行ったり、あとは学校だったり to、基本的には近所に住んでいる祖父母に育てられという形で、地域という to ちょっと違うかもしれませんが、まだ地域の関わりがある世代だったのかな to。ただ、こどもの登下校中の犯罪だとかいうのはもっと多かったような気がして to、下校のときに変質者が出ただの to、これは、今よりもっと多く to、そこで一気に、もう知らない人から話し

かけられたら善人だろうが悪人だろうがついていくなというのをすごく強く教わった記憶はあります。

○村山部会長 犯罪予防的な感じがすごく強い、それはそれでとても大事なんですけども、難しいですね。ありがとうございます。

私の意見を出させていただくと、よく仕事をしていて思うことがあります。学校対保護者の事件というのはよくあるのですが、中には各々こどものことを考えているのに、なぜか紛争になってしまっている、ということがあります。見解の相違であったり、学校の保身により紛争化する場合もあると思いますが、一応学校も学校でこどもを教育し、育てる場であるし、保護者もこどもを養育する者であるので、両者が、児童福祉法やこども基本法にあるこどもの最善の利益というのを一緒に考えていけば、こんなことにはならないのではないかと思ったりすることが結構あります。ですから、どんな立場の人と一緒にこどもの最善の利益を考えていこうよという発想でやってほしいなという願いを込めて、1つ入れたいなというのはございます。意見として出させていただきました。

あとはいかがでしょうか、このコーナー。もちろん、ここで出てないものが入ってこないというわけではございませんので、先ほどの権利のところと同じように、法律や実際の条例を見ながら、こういうものもというふうに当然考えていくことにはなると思うんですけども、皆様の今の時点での御意見という、どうでしょう、出尽くしましたでしょうかね。よろしいですか。ありがとうございます。

では、ここでまた宮本委員長に御意見をいただければと思うんですが、お願いできますでしょうか。

○宮本委員長 ちょっと私、くどく言い過ぎているところがあるんですけど、このこどもの権利の内容を見ていると、やっぱりこどもなんですよね。親がいて、学校があって、こどもがいて、そこで起こる問題に対して、権利侵害であるとか権利を守るとか、そういう展開になっているんですけど、例えば具体的に言って、もう学校時代が終わったとか、こどものときよりも半分は自立した状態の年齢の子、それは今、思春期以降だと若者と言ったり、あるいは高校を卒業する頃から若者と言ったり、いろいろな形で使われていますけど、全体として若者期に親からの権利侵害が盛んに起こるわけですね。親がもう足を引っ張って、経済的搾取して、こどもを自立させないとか、そういう問題であったり、あるいは、貧困の問題に関して言えば、この間の経済統計で言えば、一番低所得は20代だと。それから多重債務被害は20代が一番起こっているとか、そういう問題があって、つまり、完全に安定した大人の状態になるまでの期間が長いんですね。その長い期間の権利問題というのが、どの条例を見ても漏れてしまっているという感じがします。

市からいただいたこの政令指定都市の条例を見ても、全部こどもであって、その大人になる移行の段階で大変な状態になる若者を守る条例になっていないと思うんです。だから、今のここの権利保障の問題も、やはり、学校絡みであり、親の養育期、親の力が非常に強い時期の問題だけにとらわれている。もうちょっと視野を広げてもらうと現代に通用する条例になるんじゃないかと思うんです。川崎市や、子どもの権利条約のあのあたりって、1990年代とか2000年ですね。そういう頃はまだ日本では若者問題というのは認識されてなかったわけです。それ以降、いろいろな施策が出てきて実態が分かってきたということなので、常にそこを念頭に置かないと、大事

なところが漏れて、若者を守る法体系とか権利保障というのはなくなってしまいます。今でもない中でやってきたわけですから、それを一番強く感じます。

○村山部会長 ありがとうございます。先ほどのこの権利のところでも御指摘いただいたことについて、ここでもしっかり意識してやっていく必要があるなど実感しました。

私も通常業務の中で、若者からの御相談って確かに多いなと思っていて、例えば親が身分証を渡してくれなくて通帳をつくれなくて困っていますとかいうすごく身近な相談とか、あとは、債務整理もありますね。ああこんなに若くしてここまでこしらえてしまったかという、ご相談もあつたりして、そこの手当てってやはり大事なんだろうなと思います。そこについても、令和のこの時代、しっかり盛り込んでいきたいなというふうにも実感しました。ありがとうございます。

第3、第4のところについては、ほかいかがでしょう。よろしいですか。第3と4、今、一緒にお話ししていたと思ったんですけども、もし……。大森委員、お願いします。

○大森委員 第4の権利の保障のための必要なことで、先ほど二タ見委員が、お互いを尊重するというのを、いつからどうやってこどもに身につけてもらうのかということなんですけど、これって学校に上がってからじゃ遅くて、幼児期に、保育園で言うと就学前のこどもたちに、言葉で伝えて伝えることももちろんあるんですけど、それって4歳から5歳ぐらいになってこないとなかなか難しいですよ、言葉で伝えるというのは。

だけど、就学前のときにたくさん遊び込んでいると、その遊びの中で結構体験するんですよ。例えば、うちの保育園だと3・4・5歳児が1つのクラスの中にいる異年齢の保育をやっているんですけど、そうすると3歳の子と4歳の子と5歳の子が混じり合って1つの遊びをしたりするんですけど、そうすると5歳だからといって勝てないこともあったり、3歳でも勝ったりする遊びがあるんですけど、そういうことで、年齢が上だから偉いとか下だから幼いとかではない、そういうことが少しずつ遊びの中で分かってくるんですね。

なので、権利も同じように、年齢が違っても同じなんだなという、遊びの中での経験がとても大事なのかなと思うんですけど。

我々がこどもの頃って、放課後、地域で群れて遊んでいたんですね。だけど今はこどもたちが群れて遊んでいることが少なくなっていますよね。なので、そういう経験の場がなくなってきているんだなと思うんですけど、こういうことを覚えてもらうとしたら、やっぱり小学校前の年齢から何らかの形でやらないと、その言葉で伝える以前の基礎的な経験があつて初めて言葉で伝えたときにああそうだなと思えるような、基礎経験というか、そういうのが必要なんだろうなと思います。

それから、昨年から全国の保育施設で不適切な保育がニュースになってしまっていますので、各保育園でも今ぴりぴりしながら保育をしているんですけども、この不適切な保育も、とても線引きが微妙で、僕も家で娘2人を、もう大きいので子育てという時期を終わってしまいましたけど、要は、家でお母さんたちがこどもに対して行っている子育ての中にも、一步間違えば虐待になっちゃうようなことが多分育児の中で行われていると思うんですけど、それって保育園の中でもあるんですね。

なので、とても難しいんですけど、そういった施設の中でそういうことが行われないうかこどもが守られて育っていくということが保障されるのは当然のことだと思いますので、この幾

つかの自治体のやつを読んできましたが、学校というふうに強く認識できるような表現もあるんですけど、育ち学ぶ施設と書いてありますので、学校だけじゃないんだよという表現は、もちろん幼稚園とか保育園とか、そういった就学前の施設ももちろん必要なもので、育ち学ぶ施設という表現はとてもいいんじゃないかなと思います。

どうしてもこどもの施設というと学校というふうなイメージが強過ぎますので、それ以前の就学前のこどもたちがいる施設ももちろん含まれるんですよというのを、この自治体の条例を読むとほぼ含まれていますので、当然、そういう表現に千葉もなっていくだろうと思います。

○村山部会長 ありがとうございます。まず、すみません、謝罪なんですけれども、私、第3、第4、一緒にということで今、皆様にいろいろ御意見をお聞きしていたつもりだったんですけども、恐らく第3のところだけで御意見をいただいていた方もいらっしゃると思うので、ちょっと改めてもう一度皆様に御意見をお聞きしたいと思います。

そして今御指摘いただいた点、私もとても大事だと思っていて、結構、学校ではない施設でもいろんなことがあるなというのは実感としてありますよね。ですから、そういう施設にも、当事者意識を持って取り組んでいただくためにも、またそこで所属しているこどもたちの問題でも当然あるんだよということを理解いただくためにも、その施設というところの定義というか範囲というのはしっかり意識してやっていきたいなと確かに思いますね。ありがとうございます。

併せて、安全のところも少し御指摘いただいていたました。保育所、大変ですよ、本当にいろいろと。安全面のこともしっかり明記していきたいなと思っていまして、私も今、教育委員会の御依頼とかで安全配慮義務についての研修のようなものをさせていただいています。性暴力に絡めて話をしたり、いろんな事故類型でお話しするんですけども、どういうことか、学校の方は安全配慮義務のことについて知らない方が少なからずおられる。これはなぜなのか、お聞きしたんですけども、どうも教職課程でほとんどやっていないということでした。であれば、確かに知らなくても不思議はないと。松島委員、教育学部だそうですが、あまり授業でやらないのですか。

○松島委員 そうです。

○村山部会長 いろんな裁判例があって、例えばいじめ事案、性暴力、体罰、あとは熱中症とか、あとプールの部活事故とか、ありとあらゆる安全配慮義務違反に関する事件があるのに、それでもなおあまり御存じないというのは、これは大変なことだなと思っていて、ですから、事故とか事件が起きると、いや私たちもショックでというふうな発想になってしまうんです。もちろんショックを受けるのは当然だと思います。そこは否定しませんけれども、まず組織としてこどもを守れなかった、安全配慮義務を果たせなかったんだというふうに全くならないということもあって、とても衝撃を受けてしまうんですね。やっぱり組織として、施設として、また大人としてでもいいんですけども、こどもを守っていく義務、責務があるんだということを認識いただく必要があるんだなと、そういうきっかけになる何かが欲しいなというのは個人的には思っております。

という形で、すみません、第4のところについて御意見をいただきたいんですけども、いかがでしょう、皆様。順番でいいですか。じゃ、松島委員、お願いします。

○松島委員 権利保障のためというところで、先ほど親からのというところを自分としてはお話し

させていただいたので、家庭における権利保障のところでも既に書いてあるんですけど、課題を抱えた家庭への支援というところで、親が、本当は貧困なのに、そういう生活保護のラインなのにそれを言えない、言いたくないという親がいるという事例をいくつか大学で聞いたことがあって、実際そういう場面というのもたくさんあると思いますし、あと、本当に知らない、知らずに、悪く言うと、社会に搾取されて終わってしまうという場面があるというようなことをお伺いしているので、そういうところに対する支援というところであったり、親がこどもに、あなたはあなたなのよ、あなたのための条例なんだよと言うのと同時に、親に対しても、あなたが誰かを頼ってもいいんだよということを伝えていけるような内容にできるというのかなというふうに思います。そういう表現を入れられるといいのかなと思います。

あと、1つ脱線で、紹介じゃないんですけど、親の心子知らずというのがあると思うんですけど、こどもの心親知らずという動画が1個ありまして、ランドセル会社のCMなんですけど、こどもにランドセルを選んでいただいて、親がそれを見て、ああすごい、やっぱりそれだよねという話で、ちょっと親にこれを読んでくださいという手紙の中は、こどもに「親が選んでほしいと思う色のランドセルを選んでください」というふうに言いましたというもので、次に、じゃ、本当に欲しいものを選んでもらいますと言ったときに、親とのギャップがすごいあった、親はそれを見てどう考えるかという動画なんですけど、ランドセルがどうこうという話じゃないんですけど、こどもの心というのが親に伝わってないという部分で、こどもは親の心を結構見ているぞという部分が、自分がこどもの頃はそう思っていたはずなのに、何で分かってくれないんだと思っていたはずなのに、大人になると、年を取ると忘れてしまうのかなというところで、自分は忘れないようにしようというふうに結構考えたような動画だったので、ぜひ見ていただくと、精神論ではありますが、何か動くものがあるかなと思いますので、紹介して終わりにになります。

○村山部会長 ありがとうございます。ここは結構大変ですね。いろいろ出てきますよね。まとめるのは大変だろうなと思います。

では、続きます。第5、救済機関、相談・救済機関のところでは事務局案ではこどもの権利の侵害に関する相談機関の設置、救済措置とかという形で掲げていただいております。まず私たちはこういう機関を設置してほしいという形で意見を述べるのか否か、もし述べるとしたらどういふ機関がいいのかというところを検討していく必要があると思います。

現状としては、相談機関というものは既にある分野もあると思います。いじめの相談ですとか学校の相談というのであるとは思いますが、結局、実は縦割りなんです。

あとは、「救済機関は不明（ない？）」となってしまうと、これは私、弁護士として、よく実感しています。例えば幼稚園でこんなことがありましたと。市に電話をしました。そうしたら、いや幼稚園は県ですと言われました。県に電話しました。いや県だとちょっとそこまでできません、設置基準を満たしているかどうかそれだけです。ということで、結果、行く場所がなくて、例えばNPOに御相談するとかして最終的に弁護士のところに来られたとか。弁護士がお受けするとなるとどうしてもお金がかかってしまう。はたしてそれでいいのだろうかということを感じてしまうわけですね。普通に暮らしていて、何か権利の侵害もしくはそれに準ずるような状況があったときに、こどもがフリーで助けを求められないというのはどうなんだろうなというふうに思いながらいつも仕事をしているところでございます。

相談についてもそうです。うちの相談はこういう分野ですと区切られてしまってどこに行ったらいいか分からないということになってしまうことがあるのかなと思っています。なので、ワンストップの相談ですとか、救済の機関というのは、どうしても必要なのではないかという個人的な意見は持っております。

ほかの自治体でも既にこのあたりは様々ございまして、川崎市のオンブズパーソンですとか、ほかのここに列挙しているような相談・救済機関というのは存在しています。定め方は様々です。この総合条例の中に織り込む自治体ですとか、これだけ取り上げて1条例つくっている自治体ですとか、いろいろあるんですけども、取りあえず私たちはそのあたりについても検討をしていくことが必要かなと思っています。

私からはこれぐらいにして、では御意見をいただきたいと思います。また戻りまして松島委員、いかがでしょうか。お願いします。

○**松島委員** そうですね、救済機関というので、自分が実際小学生とか中学生のときに悩んだのが、不登校児がいるからその子のために何々をしてくれという先生からの依頼がすごくストレスで、それを相談することイコール悪という、困っている人に手を差し伸べないのかという、無言の集団圧力みたいな、少し、もやっとして、多分、悩みのほとんどってこういうもやっと思感だと思うんですね。なので、今の縦割りというところだったりすると、このもやっとは、どこへの誰への相談なのかというところを、もうちょっと広い間口で受けてくれるところがもしあるのであれば、そういうところをもうちょっと強化するなり、まとめていただくなり、何か心の悩みというのが合っているのかなという、何ともいえないようなもやっに対応できるような、何でも受け付けるというのが、今はもちろんラインとかであったりするとは思いますが、もうちょっと間口を広げたり、分かりやすいものをつくるというところを明記していただければいいのかなと。

救済というところに関しては、どういうものが救済に当たるのか、学校で何か問題があったときに転校をさせてくれるのが救済なのか、ちょっとそこまでは考えが及ばないので、ぜひ皆様の意見をお伺いしたいなというところです。

以上です。

○**村山部会長** ありがとうございます。相談の分野というか、テーマを絞らず、何でも取りあえず聞いてくれる、相談できるところが欲しいなというところですかね。ありがとうございます。

あと、その救済のところに関しては、もちろん議論するところかなと思っているんですけども、例えば、よその自治体を見ても、まず調査をするというところから入っているのが多いのかなと思います。調査をして、その調査には必ず、例えば学校であれば実施機関は協力しなければいけないというような、しっかり協力をするとか、何か分かった場合には、勧告ですとか是正とか、あとは調整みたいなこともあって、さらに先に行くと、その勧告なんかを出した後にちゃんとどうなったのか報告をしなさいというところまでの自治体もあったりして、実に様々なんですね。そこも含めて議論できればと思います。

では、米田委員、お願いします。

○**米田委員** 救済機関ですけど、例えば今、学校だったらスクールカウンセラーがいたりするんですけども、大体スクールカウンセラーに相談する親御さん、こどもの評判を聞くと、解決にならなかったということが多くて、理由はいろいろあるんですけども、私はやっぱり1つどこか

に行けば、学校で起きたことは学校で相談するとかいうよりは、どこか自分の権利が侵されているとか、嫌な気持ちするなと思ったら行くところがあって、そこでまず話を聞いてもらうというのが必要だと思います。

話を聞くという場合は、寄り添うだけというのは本当に困っちゃって、その問題にちゃんと向き合って、何が問題なのか、しっかりと分かってくれる人、そういう人でなくちゃその意味がないなと思っています。

やっぱり、年齢がある子だけじゃなくて、うちの子も中学生なのでこれから悩みとかいろいろあると思うんですけど、権利が侵害されたと思ったときに行くところがなくて、さっきの若者の話にもつながっていくと思うので、やっぱり、18歳とかではなくて、その大人に、いろんな人の権利が侵害されたら行くようになる窓口、例えば、川崎市みたいな形のオンブズマンがあったらいいのかなと私は思っています。

今、村山委員がおっしゃったように、調査して、調査の方法もいろいろ工夫をして考えて親身になってやってくれるところがなくてはいけないんですけども、その後どうなったかということも、しっかり、その権利が侵害されたと思った人に返ってくるような仕組みをつくってほしいなと思っています。

○村山部会長 ありがとうございます。スクールカウンセラーの問題ってやっぱりありますよね。丁寧に話を聞いてくださる方ももちろんいるんですけども、まず第三者性がないというところが問題だったりして、結局、学校組織に組み込まれているみたいで。第三者性がないというのは結構致命的で、制度的にこれは担保していかなければいけないだろうなというふうに思います。

あとは、おっしゃるとおり、聞いてもらうというのは大事なんですけど、ただもう一歩先、聞いてどうするのというところが欲しいということですよ。

あとは、これはよくこどもの意見箱等意見表明の機会の場面でも話が出てくるんですけど、こどもがせっかく意見を出してくれても、結局どうなったのかというリアクションがされないとかどもは意見を出した結果どんな効果があったのか、実感できないんですよ、守られた実感がないうるか。ということも大事なことなので、リアクションが見える、何らかの相談・救済機関の存在というのは大事かなと確かに私も思いました。ありがとうございます。

大森委員、いかがでしょうか。

○大森委員 私たちの児童福祉のほうの世界で言うと児童相談所がそういう機関の1つなんだろうと思うんですが、いろいろな全国で起こっているそういったこどもの虐待とかのニュースを見ても、児童相談所が関わっているにもかかわらず、救済できなかったという事例が結構あるので、児童相談所も受ける事案がオーバーしちゃって手が回らないというのもある状況なのかなと思います。簡単にこの相談機関から救済機関と言っても、先ほど松島委員が言ったように、間口をもうちょっと広くとか言っていくと、かなり大がかりじゃないとその事例を解決まで導けないのかなというふうに今感じているんですけど、簡単に救済機関と言っても難しいんじゃないかなと今思い始めてしまっていて。それをもし設置するとなれば、この市の自治体の皆さんの中でそういう機関を設けていただくことになるんだろうと思うんですけど、児童相談所でも解決できない事例がある上で、海外なんかだと警察も介入しないといけないような制度になっているんじゃないかなと思うんですけど、どこまでを救済、どういうことで救済なのかと言ったけど、そこ

にかかってくるんじゃないかなと思いますよね。

だから、ここは結構、今まで議論していたことは文言上の、言葉上のことなんだけど、救済機関となると、人をそこに置いて設置しなきゃいけない機関になってしまうので、なかなか簡単にこうしたらいんじゃないと言えないかなという感じです。

○村山部会長 ありがとうございます。極めてリアルな御意見をいただきました。おっしゃるとおりで、ここに関しては人と金がかかってくるということになるので、多分、一番大変なところになると思います。ただ、それでもやっている自治体があるというところで。

○大森委員 実態はどうなのかなと。

○村山部会長 そこですよ。例えば、どれぐらいの体制で何件ぐらいとか、どんな内容でというのをちょっと見てみたいですよ。これについては各自治体、公表をしていたり、最近は本でまともっていたりなんかしますので、この分野は私が主担当でやらせていただき、何らか皆様にお示しできる資料とかも御用意できればと思っています。

なので、大森委員としても、人とかお金の問題が出てきて大変かもしれないけれども、やっぱりあったほうがいいよなというところはよろしいですかね。

○大森委員 もちろん、あったほうがいいですよ。

○村山部会長 ありがとうございます。小林委員、お願いします。

○小林委員 ほかのオンブズマンがどんな救済をしているのかというところは本当に気になるころではあります。児童相談所が関わっていたのに救えなかった命の話はちょっと置いておいたとして、例えば、児童相談所に保育所の職員が不適切な関わりをしているという通告があった場合、児童相談所は何もできないんですよ。やっぱり、市に言ってくださいねとかいう話になるわけですけども、じゃ、これが例えば千葉市のこれからできる救済機関に連絡があったとした場合に何ができるのかなみたいなことを今考えていたんですけど、やっぱり、それについてはどこどこに連絡してくださいとか、紹介機関になってしまっただけでは意味がないと思うので、少なくとも、こういうところに相談することができます、そこに御一緒しますよみたいなことはしてもらえないと、それは相手がこどもであっても、こどもであったら特にですけども、つなぎのところがちゃんとしてもらって、最終的な解決までこの救済機関が持っていけたらそれは本当にパーフェクトですばらしいと思うんですけども、少なくともきちんとならなくて解決に向かって進んでいるんだというところまでやれるというのは最低限必要なことなのかなというふうに思いました。

一方で、チャイルドラインってありますよね。チャイルドラインって、もう常連さんみたいなこどもがいて、ずっと何度も何度も相談をしてこられて、匿名でも相談できるし、この相談はどこにも言いませんよということをやっているのだから安心して相談ができるという。傾聴だけでは意味がないということも一方ではありつつ、いつでも電話をすると聞いてくれる人がいるということも安心ということもあるのかなと思うので、そういう機能も必要なのかなと思ったり。

ちょっとそのチャイルドラインの研修に出させていただいたことがあるんですけども、そこではやっぱりこれは重篤な虐待だろうというふうな話を聞いたときに、どこにも言いませんよということで話を聞いているのに、どこかに通告をしてしまうということと、でも一般市民としては通告の義務があるというところの葛藤があってというようなお話があって、それはやっぱり、そういう通告の義務があるんだということをこどもさんに伝えた上で通告をしてほしいという話

はしたりしたんですけれども、そういうところの千葉市でこれからできる救済機関がそういうあたり、どこまでやるのか、どんなふうにしていくのかというのは考えていく必要があるだろうなというふうに思いました。

○**村山部会長** ありがとうございます。そこは大事ですよ。どこまでの機能が必要なのか、特に既存の制度のあるものもあるわけですので、それとの整合とか整理のこととかも大変だと思います。なので、私たちは、他の自治体でどうやっているのかもですし、千葉市が既にどういうものがあるのかというところも含めて把握した上でいろいろ意見を出ささせていただきなきゃいけないだろうというふうにも思いました。ありがとうございます。

二タ見委員、いかがでしょうか。

○**二タ見委員** 今、人権擁護委員としまして、法務局で年に数回ですけど電話相談を担当することがあるんですね。法務局では、一般と女性とこどもの人権ということで、こどもの電話相談の場合、無料なんですけど、一般や女性の場合は有料で行っております。

自分がこどものほうを担当するときに、内容的にはやっぱりいじめとか不登校の相談が非常に多いんですが、こどもからの電話というのはかなり少ないですね。やはりお母さん方からの相談が非常に多くて、特に不登校とかいじめというような内容が多くて。相談ということで、こどもの悩みは、全国的に今、SOSミニレターというのが学校に設置されて、いつでも、どこでも、手紙が書けるようになっているんですね。そういう全国の法務局に手紙が届くようになって、私たち人権擁護委員が必ず返事を書いてお子さんに渡すということで、家庭に直接送ることもあるし、学校経由で渡すことも、それはお子さんの意思によってですけど、軽い悩みでしたらそういった手紙だけで終わることも多いですし、電話相談で、それだけでは済まなくて、法務局の職員に関わってほしいという例もございます。そうした場合には、法務局の私たちと連携して学校に対応をしたり、いろいろ調査を進めていきまして、こういった事例がございましてというようなことを学校のほうへ行って相談して、ただ、法務局は警察のような権限は持っていないので、こういったことがございますよねというような確認事項で、御指導をお願いしますというようなことで進めていくわけですけども、この今、救済機関ということなので大変だと思うんですが、千葉市でもにこにこサポートというような相談機関があるようですので、そういったものと連携できるような救済機関を行政のほうで設置してもらえたら、よりよく子どもたちのためになっていくのかなというような、難しいことではあると思うんですけども、実際にそういったものが立ち上がっていけば、それぞれのそこでの役割が、担当しているものが見えだしていくというような部分で、まずはスタートすることのほうが大変なのかなということで、行政に力を発揮してもらえたらいいのかなというふうに感じております。

まだ、そういったほかの自治体の今こういうこともやっているんだということを初めて知ったぐらいで、よく分かっていないので、特に意見は言えないんですけども、千葉市でもそういったものに取り組んでもらえたらいいかなというふうに考えております。

○**村山部会長** ありがとうございます。そうですね、人権擁護委員の皆さんは既にこういう取り組みをされていて、それとの兼ね合いの部分でもあるのかなと思いつつ、でも、こういう自治体が両方あったりして、そういうあたりのリアルを知りたいんですよね。

あとは、条例ですので、事細かに運用についての細則を明記するものではないんですけども、

先を考えてどういう運用がいいんだろうかと考えて文言を考えていけないと思います。冒頭で人権擁護委員の方はこどもからの御相談がないというお話がありましたが、そこはどうしたらこどもが直接相談できるのかと考えて皆さんと理想の機関を考えて文言化できていくといいのかなど。全て文字に落とすわけじゃないんですけども、そういうふうを考えてみたいなと思いました。ありがとうございます。

あと20分ぐらいになってまいりました。この点についてほかに御意見ございますか。よろしいですか。

そうしましたら、また宮本委員長に御意見をいただいてもよろしいでしょうか。お願いします。

○宮本委員長 日弁連が、子どもコミッショナーに関する書籍を出版されていて、それを拝見したんですけど、そこにいろいろな自治体の取組の事例が書いてありますよね。どうも多いのが、いじめ問題で、学校の中で解決できないというか、親からしたら学校との間で解決できない問題が持ち込まれて、そうするとコミッショナーは必ず学校なりへ行って聞き取り調査、聞き取りというか、要するに調査をやるんですよね。その結果をもって解決に向けていくということで、明らかに救済の現場なんですよ。ですから、相談機関というのは千葉市も今たくさんあると思うんですけど、やっぱりそれとは違うという位置づけを明確にしないと、結果として薄まってしまふ。それで、来たけれどもこういうことは全然受け付けてもらえなかったみたいな、そういった結果になるので、やはり救済機関の性格を明記して、それ以外の部分は現在あるいろいろな相談機関が、これも十分機能しているかどうかといったいろいろな問題があるわけですけども、それがうまく連携体制が取れるような、そういう検討が必要ではないかなという感じがしますけれどもね。

○村山部会長 そうですね、救済機関となると、やっぱり、現状ないんじゃないかなというふうに思いますので、そこはしっかり強調するのは大事かなと思います。さらに、ちょっと欲張りかもしれないんですけど、この救済の過程の中で、やはり政策的な課題って多分見えてくると思うんですよね。そうするとそこについての意見が言えるとさらにいいのかなというふうに考えたりしています。

あとは、これは同じ組織ではないんだと思うんですけども、冒頭、事務局より御紹介いただきました政策に関する提言ないし評価をするような別委員会というのの一覧でたしか載せていただいていたと思います。最後、附属機関等というところで並べていただいているんですけども、こういう機関についてもあるといいんだろうなと思っています。ただこれに関してはうちの部会ではないんでしょうかね。これは別部会で検討をしていることになるんでしょうか。

○宮葉課長 位置づけとしては、第4章のこどもに関する施策の推進のところで、こどもの権利の保障だけではなくて、こどもに関する施策の推進というのが1つの目的になっておりますので、全体的にこの確認・検証を行うという何らかの仕組みがこの第4章で規定されるのかなというふうに考えております。

○村山部会長 ありがとうございます。そうしますと、別部会でしっかり検討をしてくださるところかなと思います。私たちとしては、まずはこの相談・救済というところについての機関の検討をしていく必要があるということでした。ありがとうございます。

時間がいい感じになってきましたね。今日はこうしていこうというところも多少出ましたけれ

ども、いろいろ皆様から御意見、大事にしたいこと、それから問題意識というのを出していただいたところ。繰り返すけれども、今日のお話を基に主担当を決めて作業を進めて、次回にまた皆様集まって、最後確認をしてという流れで進めたいと思いますが、進行について何かございますか。こういう進め方でよろしいですか。

そうしますと、やはり主担当者というのを決めていかなければいけないと思います。もちろん1人でやるわけではなく、複数だったり、私がフォローに入らせていただいたりということになりますので、ぜひ積極的に手を挙げていただきたいんですけれども。各論としては、1、2、3、4ということで、4項目残っている状況でございます。いかがでしょう。6人ということなので1人1か所絶対入るような仕組みになっておりますが、御希望ございますか。

大森委員が権利保障のために必要なことのコーナーを主担当でやってくださるとのことですね。ありがとうございます。

そうしますと、ほかの項目もそうですけれども、ただ形として、案じゃないですけれども、つくっていただきたいんですよ。大丈夫ですか。やってみないと分からないですね。やってみましょう。ということは、権利保障のところを大森委員が主担当でやってくださるとのことです。ほかの方いかがでしょうか。

○松島委員 そうしたら、こどもの権利というところをお願いします。

○村山部会長 分かりました。松島委員がこどもの権利というところについて。

○松島委員 主担当というのは、次回の全体での共有でお見せする資料のようなもの、こういう話題が出て、それに基づくのでこういう情報がありますよというのをまとめるみたいなものですか。

○村山部会長 そうですね。何ならばこういう形はいかがでしょうかとこのところまでできればいいんですけれどもね。

○大森委員 条文みたいな表現を……。

○村山部会長 条文じゃなくてもいいです。箇条書きでもいいと思います。特に、権利のところはこういう表現がいいんじゃないかというのもあると思うので、書き切っちゃってもいいんですけれども、ただもちろん皆さんの意見を踏まえてですから、本当にたたき台ということだと思えますけれども。

あとは、ほかはいかがでしょう。

○ニタ見委員 分からないんですけれども、権利侵害の禁止について少し勉強していきたいと思えます。

○村山部会長 ありがとうございます。権利の侵害の禁止のところについて担当してくださるとのことです。ありがとうございます。

あとは、救済機関のところは、そうしましたら私のほうでいろいろ調べたり、こんなのはどうでしょうということをおつくりできればなと思いますので、やらせていただきます。

あとは、米田委員、小林委員、どうしましょうか。

○米田委員 何をやればいいんですか。

○村山部会長 私がイメージしているのは、何かたたき台をつくっていただきたいんですよ。それは文言をきれいに並べる必要はもちろんなくて、こういう項目が必要なんじゃないかというのを、箇条書きでも結構ですし、もちろん、こういう言葉を大事にしたいんだ、これは入れたいという

ふうに、具体的に文言をつくっていただいてもいいですし、というところまで、あとは関連する資料のほうをお願いできればと。ですから、結構作業としてはあると思います。

○米田委員 こどもの権利をやってみます。

○村山部会長 じゃ、お2人でそこをやっていただくということで、分担はお話合いで決めていただくということで。

小林委員、どうしましょう。

○小林委員 どれもやりたいと思うんですけども、ただ、ちょっと救済機関のほうのお手伝いを。

○村山部会長 ありがとうございます。助かります。皆さん、主担当、副担当を決めたぐらいのイメージで、よその分野に口を出しちゃいけないとか全くありませんので、それは随時やっていければいいと思うんですけども、一応、主担当を決めて、たたき台ですとか、資料をちょっとしらえたりというのを分担したところですか。よろしいですか。

進行関係でも、委員長、何かございましたら御指摘いただけないでしょうか。お願いします。

○宮本委員長 1つだけ。こども基本法の文章がありますよね。これを全員で読んで共有するというのをスタートにしないと、穴が開いてしまうような気がしますので、これは事務局でメールでも、URLを送ってもらえばネットですぐ取れるんですけども、こんなことをしたらいかがかと思いますが。

○村山部会長 ありがとうございます。皆様そのようにいたしましょう。穴がないようにということで。あと、皆様が共通していることは、今御指摘いただいた基本法だけでなく、権利条約、それから児福法ですとか、児童憲章とか、あと他の自治体の条例というものを参照しながらちょっと検討をいただくということは皆様共通のところになるうかと思いますが。プラス、千葉市ならではというところで、千葉市はどういうところなのかというところを踏まえていろいろ御検討をいただきたい、そこは皆様共通のテーマだと思います。ということでよろしいですか。

あとは事務的なお話ですけども、御連絡を相互取れるほうがいいのかとっていて、メールとかでおのおの交換してメール勝手にしちゃうみたいなイメージでよろしいですか。

○宮葉課長 各委員さんのメールは事務局のほうで把握しておりますので、皆様がよろしければ、部会の中での共有ということで。

○村山部会長 それは助かりますね。皆様、そういう形をお取りしてもよろしいですか。基本、メールという形で、場合によっては、お話もしたいことがあるかもしれないんですけど、電話番号も把握されていますか。電話番号は共有しては駄目ですか。よろしいですか。

じゃ、皆様、電話番号とメールアドレスを共有させていただくということで御対応をお願いしてもよろしいですか。

○宮葉課長 電話番号とメールを皆さんにお知らせするというので。

○村山部会長 お願いします。

あと御連絡、メールで特にされる際は、一応CCとかに入れて状況を共有させていただいたほうがよろしいですかね。そうですね。という形をお願いいたします。知られては困るところは多分ないと思いますので、お願いいたします。

あとは何か事務的なことでもございますか。よろしいですか。

では、取りあえずこれにて部会での議論を終了とさせていただきます。御協力あり

がとうございました。

そうしましたら、事務局の方、本日の意見を整理した上での報告書の作成をお願いしてもよろしいでしょうか。お願いいたします。

では最後に、その他として、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

○宮葉課長 長時間ありがとうございました。第2回の部会ですけれども、先ほどちょっと申しましたが、一応、10月頃をめどにまた日程調整のほうをさせていただきたいと思っております。また後日、各委員さんのほうに御連絡させていただきまして日程調整を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村山部会長 ありがとうございます。それでは、ほかはよろしいですか。

そうしましたらこれで部会は終了となります。御協力どうもありがとうございました。最後、事務局にお返しして終わりたいと思います。

○佐久間補佐 本日は長時間ありがとうございました。以上をもちまして令和5年度第1回千葉市こども基本条例検討委員会こどもの権利の保障検討部会を閉会いたします。委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。